

研究申請規定

1. 研究計画の申請は日本成人先天性心疾患学会学術委員会に提出してください。
2. 申請にあたっては、研究プロトコールは世界医師会のヘルシンキ宣言の規定を遵守したものでなければならないことを留意してください。また、各施設における倫理委員会に諮る必要性についても検討してください。
3. 申請は学会ホームページの研究申請書からダウンロードし、必要事項を記入して下記の学術委員会まで送付してください。
4. 適宜、研究目的の理解に必要と思われる資料などを添付しても構いません。
5. 申請は当学会の年次学術集会において開催される学術委員会において審議されます。
6. 提出にあたっては、研究の内容の他に、経済的基盤、結果の発表形態や Authorship についても検討の上明記してください。また、倫理委員会での審議の形態についてもあらかじめ検討してください（主幹施設の倫理委員会の審議のみでよいか、または各施設の倫理委員会を通す必要があるかなど）
7. 多施設の症例を検討する研究の場合、協力施設の負担にも相応の配慮と可能な範囲でのサポート方法を検討してください。
8. 研究代表者は、当該研究を行うにあたって必要な経験、見識を有するものとします。提出の際には、代表者はその研究に関連した自身の発表や論文について可能な範囲で報告してください。
9. 論文にする際に、筆頭著者資格として多施設共同研究で検討される対象症例の何%以上の登録を行っている施設に所属している研究者とするかなど具体的な原則の検討を行ってください。また、筆頭著者以外は登録症例の多い施設の代表者を順番に記載順することや、登録症例数の多さに準じて同一施設から複数共著者の記載するなど具体的な方針をあらかじめ決めてください。
10. その研究成果（少なくともその一部）は本学会で発表して下さい。
11. 学術委員会で承認された後、必要と認められた場合には、本学会倫理委員会において倫理面での検討を再度行って最終的に学会における承認とします。
12. 学会で承認された後、学会ホームページ上で承認の報告を掲載し、当該研究が開始されることをあらかじめ告知するものとします。研究開始後も、各施設へのアンケート送付の時期や返信期限などについて学術委員会に事前に報告してください。